

HSC コード改正に関する事項

改正規則等

高速船規則
高速船規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

2000 年に開催された IMO 第 73 回海上安全委員会 (MSC73) において採択された高速船の安全に関する国際規則 (2000 年 HSC コード) について、統一解釈の取入れ等の定期的な見直しが行われた結果、2000 年 HSC コードの一部改正が 2006 年 12 月に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会(MSC82)において決議 MSC.222(82)として採択された。同決議は、2008 年 7 月 1 日以降に建造される船舶に適用されることとなっている。

今般、決議 MSC.222(82)に基づき、関連規定を改めた。

なお、本会の高速船規則は、主に内航船を適用対象とした規則であり、必ずしもすべての 2000 年 HSC コードを取り入れていないことから、現行の高速船規則に取り入れられている同コードに対する改正についてのみ同決議に沿って改めた。国際航海に従事する高速船に対しては規則中で同コードを直接参照していることから、同決議に対応したものとなっている。

改正内容

- (1) 国際航海に従事しない高速船であっても、HSC コードを適用しこれに適合する船舶については、高速船規則 3 編から 13 編に規定する要件に満足しているものとみなす旨を明記した。
- (2) 高速船規則 8 編に規定する浮力、復原力及び区画の各要件と同等の安全性を有することを条件に、当該要件に代わる他の適当な措置を講じることができる旨を明記した。
- (3) 損傷時の浮力及び復原性に関する損傷仮定範囲を改めた。
- (4) 軽荷排水量及び重心の査定試験に関する要件を改めた。